

平成26年3月12日（水）

国土交通省 関東地方整備局

宇都宮国道事務所

－ 記者発表資料 －

平成25年度特殊車両の通行に関する指導取締り結果について

国土交通省では特殊車両による道路損傷を減らし、道路橋などの長寿命化や交通の危険防止を図るため、平成25年3月から取り締まりの徹底を行っています。

道路法第47条第2項の規定に違反した車両に対する指導取締りについては、栃木県警察と協力し、違反者に対して警告等の行政指導を実施しました。

平成25年度は8回の取締りを実施し、28台の違反車両が確認されました。

※特殊車両とは、車両の構造が特殊な車両又は車両に積載する貨物が特殊な車両で、車両制限令第3条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径等の最高限度を超える車両。
※特殊車両が道路を通行するためには、道路法47条の2に基づく通行の許可が必要。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会
栃木県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話 028-638-2181（代表）

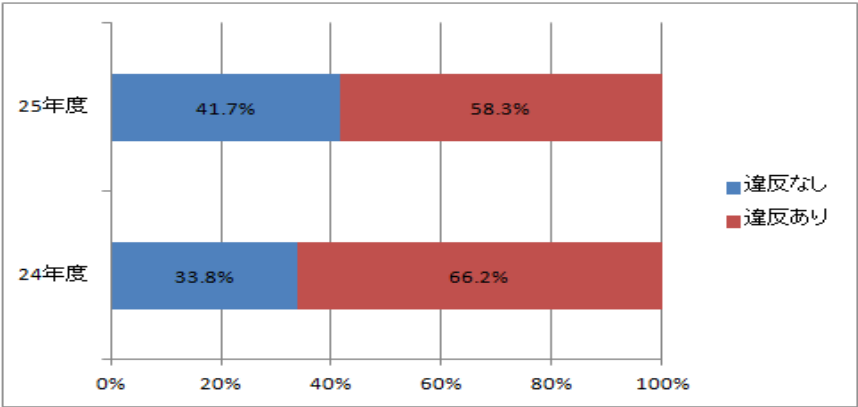
副所長 しみず 清水 のぶお 信男 管理第一課長 ほり 堀 なおき 直喜

〈特殊車両の指導取締り結果〉

取締回数	取締り実施日	取締り路線	取締台数	取締り内訳		
				法令遵守	無許可	条件違反
1回目	平成25年7月25日（木）	国道50号	4	1	2	1
2回目	平成25年9月12日（木）	国道50号	4	2	2	0
3回目	平成25年9月24日（火）	国道4号	5	0	2	3
4回目	平成25年10月8日（火）	国道4号	8	2	5	1
5回目	平成25年10月17日（木）	国道50号	8	6	2	0
6回目	平成25年11月19日（火）	国道4号	8	5	2	1
7回目	平成25年11月21日（木）	国道50号	7	3	3	1
8回目	平成25年12月12日（木）	国道4号	4	1	1	2
	合 計		48	20	19	9

※取締台数：取締場所において違反の有無の確認を行った台数
無許可：特殊車両通行許可を取得していないもの
条件違反：許可証に記載の条件を守っていないもの

取締りでは、48台の特殊車両について違反有無の確認を行い、うち法令遵守車両は20台、無許可車両が19台、条件違反車両は9台でした。
半数以上の特殊車両が違反車両であり、無許可又は条件違反者については、文書による指導及び警告を行いました。



平成24年度と比較して、
遵守率が8%上がりました。

〈今後の対応〉

今後も引き続き栃木県警察と協力して特殊車両の取締りを定期的の実施し、交通危険の防止、道路構造物の保全を図ります。

〈参考〉

取締り・指導の徹底を図るため平成25年1月30日に関連通達が改正されました。

※改正内容は、(参考)資料のとおり。

H 2 5 年度取締り実施状況



* 重さ・長さ・幅・高さを測定するとともに、特殊車両通行許可書の有無を確認し、違反車両に対して、指導・警告を行いました。

積載重量違反車両が道路に与える影響

積載重量超過車両は、道路の劣化を早める要因のひとつになっています。



舗装のひび割れ



舗装のひび割れ



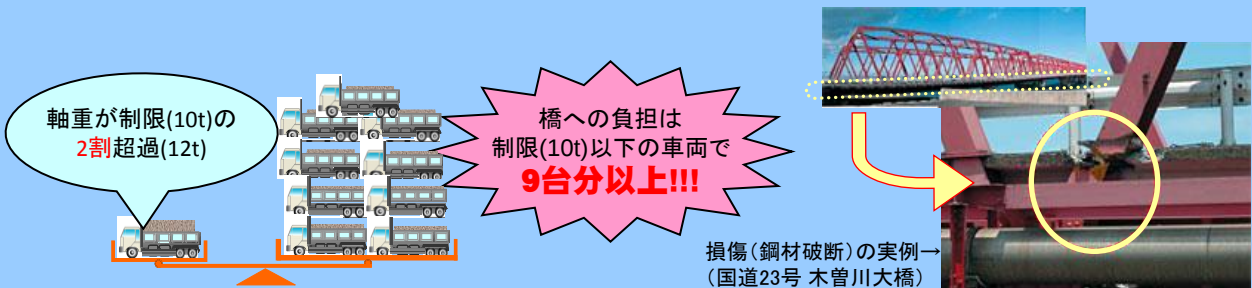
舗装のひび割れ

違反者の名称や違反内容を公表することになります

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正が行われ、**平成25年3月1日**から、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それに関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表することになりました**。

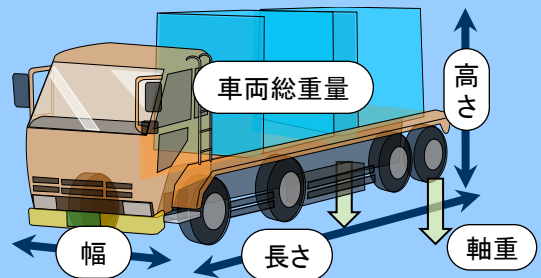
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000326.html

➤重量制限超過は、みんなの財産である**道路構造物**に負担をかけています



➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを 超えます 。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では 4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大 25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➤「**特殊車両通行許可**」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらに違反して繰り返し通行した場合、是正指導を行った上で、違反者の名称や違反内容を公表します。また、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)